

日本観光ホスピタリティ教育学会 全国大会発表募集要項

1. 発表区分と発表内容

1-1 発表内容区分は、「研究・教育実践論文」と「教育実践報告」の2つとする。

1-2 「研究・教育実践論文」は、観光・ホスピタリティ教育理論ならびに教育実践についての研究・調査・実践を取り扱うものとする。なお、原則として他学会との重複発表は認めない。

1-3 「教育実践報告」は、観光ホスピタリティ教育に関する教育諸機関等における教育の実践を報告するものである。内容としては、具体的な教育活動の計画、実施状況、結果、考察などを取り扱うものとする。なお、原則として他学会との重複発表は認めない。

1-4 「研究・教育実践論文」は、簡潔した論文で発表前に提出されるものとする。また、「教育実践報告」については、完結した論文の事前提出は必要としないが、報告・意見交換を行うためのレジュメ等の資料を事前に提出する。事前に提出された論文ならびに資料は、全国大会時に配付される『日本観光ホスピタリティ教育学会全国大会 研究発表論文集(以下、『研究発表論文集』)』に掲載される。本学会機関誌・一般誌への既発表論文の再掲載は認めない。

1-5 研究論文並びに教育実践報告資料の原稿は、原則として日本語とする。

1-6 発表時間は報告15分、質疑応答5分以内を原則とする。

2. 発表・発表論文掲載の可否

研究・教育実践論文について、査読は行わない。しかし、形式・内容に著しく問題があると日本観光ホスピタリティ教育学会全国大会実行委員会(以下、全国大会実行委員会)が判断した場合には、修正を求める場合がある。修正に応じられない場合は『研究発表論文集』への掲載および発表を認めない場合がある。教育実践報告のレジュメ等の資料については、事前チェックは行わない。

3. 応募資格

発表は、本学会正会員および準会員本人、または本学会正会員および準会員を第一著者とするものに限る。ただし、教育実践報告については、本学会正会員の推薦がある場合、非会員に対し、発表の依頼を行うことができる。

4. 応募時の必要書類

4-1 応募用紙

各年度の応募開始と締切については、学会ニューズレター、公式ウェブサイト、大会案内で告知するので、応募希望者はそれに従い、期日までに応募手続きを行うこと。

4-2 応募用紙の提出

応募者は本学会所定の「全国大会 発表応募用紙(全国大会様式3)」を公式ウェブサイトからダウンロード、必要事項を記入したものを全国大会実行委員会の指定する先に電子メールに添付して送信すること。

5. 発表論文の作成と提出の方法

5-1 執筆要領

発表論文は本学会が指定するレイアウトに従い、「日本観光ホスピタリティ教育学会全国大会発表原稿 執筆要領(全国大会様式2)」に基づいて作成すること。発表原稿は、執筆者から送付されたデータをそのまま印刷・製本するので、図、表、写真などは鮮明で判読できるものを本文中に挿入すること。

5-2 原稿の提出

原稿のデータを添付のうえ、電子メールで定められた期日までに原稿を提出すること。

5-3 製本料

印刷・製本の負担料（発表1件につき5,000円）は大会当日に支払うこと。

5-4 原稿の提出先

全国大会実行委員会が指定する場所とする。

6. その他

6-1 発表の義務

応募した「研究・教育実践論文」ならびに「教育実践報告」は、全国大会において必ず発表すること。

6-2 著作権

『研究発表論文集』に掲載された原稿の著作権（財産権）は、日本観光ホスピタリティ教育学会に帰属するものとする。ただし、著作者人格権については、著作者に帰属するものとする。

投稿原稿については、「研究・教育発表応募用紙（全国大会様式3）」を全国大会実行委員会の指定する先に提出する際に、投稿者（共著の場合は全員）から日本観光ホスピタリティ教育学会への著作権（財産権）の譲渡の手続を行うものとする。

日本観光ホスピタリティ教育学会は『研究発表論文集』（変更）に掲載された著作物および書誌情報を、本学会または本学会が委託する機関による情報媒体（電子媒体を含む）を通じて公表することができる。また、本学会は、著作物を翻訳したり、翻案した抄録などを作成したりすることができるものとする。

執筆者は『研究発表論文集』に掲載された論文等の全文または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合、本学会はこれを妨げない。ただし、出典（学会誌名、掲載年・巻号・ページ）を明示しなくてはならない。

執筆者が掲載された論文等の全文を複製の形で他の著作物に利用したり出版したりする場合は、事前に本学会へ文書で申し出て、その承諾を得なければならない。

以上